

## 顧客紹介制度規約

この顧客紹介制度規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社D i g i I T（以下、「当社」といいます。）が提供する製品ならびにサービス、付帯商品（以下、「各サービス」といいます。）の利用をご希望されるお客様を当社にご紹介いただく際の条件を定めるものです。紹介者の皆さま（以下、「紹介者」といいます。）には、本規約に従って、ぜひ当社の「各サービス」をお勧め頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

### 第1条（目的）

本規約は、当社が、紹介者から紹介を受けた顧客（以下、単に「顧客」といいます。）が各サービスの申し込みにて、あらかじめ定めた紹介手数料を紹介者へ支払うにあたり必要となる規約を定めるものとし、当社のビジネスの発展に資することを目的とします。

### 第2条（当社の義務）

当社は、各サービスにおいて、以下各号に定める業務を遂行するものとします。

- （1）顧客に対する「各サービス」の提供
- （2）前号に関連する業務

### 第3条（紹介手数料）

1. 本規約に関して、当社から紹介者へ支払う紹介手数料は、下記に個別に定めます。
  - ① 「Selkey スタートアッププラン」 申込書一件当たり 1万円
2. 紹介者が何らかの不正行為により顧客の紹介を行った場合、若しくは行ったと疑われる行為があった場合、当社は紹介手数料を支払わないものとします。

### 第4条（支払時期）

紹介者は当社に対し顧客を紹介し、当該顧客が当社の定めた申込書或いは契約書を受領した場合、当社はその受領実績を毎月末日にとりまとめ、第3条1項記載の紹介手数料を条翌月末までに紹介者の指定する銀行口座へ振込送金して支払います。振込手数料は当社の負担とします。

### 第5条（秘密保持義務）

紹介者及び当社は、相手方の書面による承諾なくして、本規約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上並びに業務上の秘密を第三者に対しては開示、漏洩しないものとします。これは、本規約終了後も同様のものとします。

### 第6条（損害賠償）

紹介者及び当社は、本規約に基づく債務を履行しないこと、もしくは本規約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、本規約の解除の有無にかかわらず、直接かつ通常の損害の範囲で賠償責任を負うものとします。

#### 第7条（反社会的勢力の排除）

1. 紹介者及び当社は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という）でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約します。
2. 紹介者及び当社は、相手方が行う、会社及びその役員、使用人が反社会的勢力等でないことに関する調査に協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければなりません。

#### 第8条（準拠法、法令、諸規則の遵守義務）

紹介者及び当社は、国内外の諸法令、諸規則を遵守し、これに従うものとし、本規約の準拠法は日本法とします。

#### 第9条（誠実協議）

本規約に定めのない事項については、紹介者と当社が誠意をもって協議し円満に解決するものとします。

#### 第10条（合意管轄裁判所）

本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2020年7月1日 制定